

労働災害減少に向けた緊急要請について

平成 29 年 10 月 17 日

淡路労働基準監督署

淡路労働基準監督署管内における本年9月末現在の労働災害発生状況については、死亡災害が昨年の1件に対して本年は既に建設業で3件発生しています。また、平成28年における死傷災害（休業4日以上）については147件と前年の102件と比較して43件（約42%）の大幅な増加となりましたが、本年は昨年の同期と比較してさらに4件（約4%）増加している状態にあります。

労働災害は本来あってはならないものであり、特に死亡災害の撲滅を目指した不断の取組が必要です。事業者の皆様におかれましては、死亡災害の撲滅及び労働災害全体の減少に向け、以下の事項に留意して、これまで以上に労働災害防止の取組の強化を図っていただきますようお願いいたします。

1 事業場が行う重点実施事項

- (1) 安全作業マニュアルの遵守状況を確認するなど、職場内の安全衛生活動の総点検を実施すること。
- (2) 安全管理者、安全衛生推進者、安全推進者等を選任し、その職務を確実に遂行させるなど、事業場の安全管理体制を充実すること。
- (3) 雇入れ時教育等を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること。



2 業種別の重点実施事項

(1) 製造業

- ① リスクアセスメントや機能安全による機械設備の安全対策の実施
- ② 高経年設備に対する優先順位を付けた点検・補修などの実施

(2) 建設業

- ① 労働者の立ち入り制限や誘導員の配置など、車両系建設機械などの接触防止対策の実施
- ② 高所作業における作業床の設置、安全帯の着実な使用などの墜落・転落防止対策の実施
- ③ 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の実施

(3) 陸上貨物運送事業

- ① 「荷役5大災害防止対策チェックリスト」を活用した荷役作業での安全対策の実施
- ② 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の実施

(4) 第3次産業（小売業、社会福祉施設、飲食店等）

- ① 4S（職場の整理・整頓・清掃・清潔）活動による転倒・転落災害、腰痛災害防止
- ② 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の実施

